

各生涯学習事業運営代表者 様

仙台市教育委員会
教育長 福田 洋之

学校を活動場所とする各種生涯学習事業の休止について（通知）
【新型コロナウイルス感染症関係】

日頃より生涯学習事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在の宮城県・仙台市独自の緊急事態宣言に加え、本市に 8 月 20 日（金）から 9 月 12 日（日）まで「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。

つきましては、仙台市立学校の児童生徒等とご家族、教職員のみなさまの健康を最優先に考え、学校を活動場所とする各種生涯学習事業は、下記のとおりのお取り扱いといたしますので、お知らせいたします。

各運営団体代表者の皆さまにおかれましては、感染拡大に向けた取り組みにご協力いただいていることと存じますが、仙台市内における感染拡大防止に向けた取り組みにご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、今後の状況を踏まえ、本件の取扱いに変更が生じる場合は、改めて通知いたします。

記

1. 8 月 23 日（月）以降「まん延防止等重点措置」適用期間中（※1）は、学校施設を利用した各種生涯学習事業（※2）を休止する。

（※1）本市への「まん延防止等重点措置」の適用は、8 月 20 日（金）からとなりますので、可能な場合は、8 月 20 日（金）以降の該当事業を休止いただきますようお願いいたします。

（※2）学校施設以外の市民利用施設等で実施する場合の活動を制限するものではありませんが、深刻な新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、活動の実施について慎重に検討するとともに、実施する場合は感染防止策を徹底し、各施設の基準に則した利用及び活動をお願いします。

2. 本通知の対象となる各種生涯学習事業は、以下の事業とする。

- 社会学級
- 学校施設開放（スポーツ開放／自由活動開放）
- 放課後子ども教室事業
- マイスクールプラン 21 推進事業
- 学校図書室等開放事業
- 土曜日の教育支援体制等構築事業